

24 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 小型定置漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(定義)

第2 小型定置漁業とは、漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 27 メートル未満であるものをいう。

(制限措置)

第3 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型定置漁業

(2) 操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であって漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

(3) 漁業時期

さけを対象とするときは毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで

さけ以外を対象とするときは周年

ただし、漁場条件及び操業協定等を勘案して短縮することがある。

(4) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

(許可等の条件)

第4 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) 申請者が、共同漁業権漁場内で操業する場合にあっては、当該漁場の漁業権者及び当該漁場に隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の書面による

同意が得られないとき。

- (2) 申請者が、共同漁業権漁場以外の水深 27 メートル未満の漁場で操業する場合にあっては、当該漁場の位置から陸側に接する共同漁業権漁場及び隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の書面による同意が得られないとき。
- (3) さけの採捕を目的とした小型定置漁業について、漁業協同組合以外の者から申請があったとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から 1 か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 48 年 9 月 21 日）は廃止する。

附 則

この方針は令和 5 年 9 月 19 日から施行する。